新潟市地球温暖化対策実行計画 (第4期 市役所率先実行版)

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画)

平成 26年 1月

新 潟 市

一目次一

1. 基	基本的事項
1	計画策定の趣旨1
2	計画の位置付け4
3	計画の基本方針4
4	計画期間4
5	基準年度4
6	計画の対象5
2. 🗄	†画の目標7
1	削減目標の考え方7
2	温室効果ガスの排出削減目標8
3. 肖	リ減目標達成に向けた取組9 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	省エネルギーの推進9
2	環境負荷の低減に配慮した物品等の調達及び使用11
3	紙資源利用の最小化と紙依存体制の改善12
4	庁舎・施設の整備における環境配慮······13
5	庁舎・施設における廃棄物等の削減14
6	会議・イベント等の開催における環境配慮15
7	地球温暖化問題に対する組織・職員の意識向上16
4. 進	

1. 基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

我が国では、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)」が制定され、地方自治体には実行計画の策定が義務付けられました。本市では平成12年11月に法に基づく地球温暖化対策率先実行計画を策定し、大規模な事業所の1つとして、その事務・事業の実施に伴う環境負荷を率先して低減してきました。

その後,第2期計画(平成17年度),第3期計画(平成22年度)を策定し,現在まで目標を掲げ,温室効果ガスの排出削減に努めてきました。

一方,平成20年には,本市域からの温室効果ガスの排出を総合的に削減する「新潟市地球温暖化対策実行計画(地域推進版)」を策定し,市域から排出される温室効果ガスの削減を推進しています。また,平成25年3月には政府より環境モデル都市に選定され,低炭素社会の構築を目指しています。

市としても、低炭素社会の構築に向け、これまで以上に率先して貢献する必要があることから、本計画を策定し、更なる取り組みの強化を図っていきます。

(2) 市の取り組み結果

表1-1 第1期から第3期計画の結果

	計画期間	基準年	目標	結果
第1期計画	H12~H16年度	H11年度	▲ 6%	▲ 5.6%
第2期計画	H17~H21年度	H16年度	▲ 5%	▲ 2.8%
第3期計画	H22~H24年度	H17年度	▲ 7%	▲ 5.2%

ア 第1期計画

平成11年度を基準年として平成16年度を目標年度とした第1期の実行計画では、温室効果ガス排出量の6%削減を目標として掲げ、その結果、基準年に対して平成16年度における温室効果ガス排出量を4,514トン(5.6%)削減することができました。

イ 第2期計画

平成16年度を基準年として平成21年度を目標年度とした第2期の実行計画では、温室効果ガス排出量の5%削減を目標として掲げました。その結果、平成21年度における温室効果ガス排出量は基準年に対し、4,931トン(2.8%)の削減に止まりました。

目標達成に至らなかった理由としては、新田清掃センターにおいて中間処理ごみの処分方法を埋め立てから焼却処分へ転換したことによりプラスチック類焼却量が増加したこと、新市民病院の建設・稼働に伴うエネルギー使用量の増加、合併建設計画による市施設の増加などが挙げられます。

ウ 第3期計画

平成17年度を基準年として平成24年度を目標年度とした第3期の実行計画では、温室効果ガス排出量の7%削減を目標としました。

平成23年3月に発生した東日本大震災以降の徹底した節電行動の定着や、再生可能エネルギー導入等により一定の削減効果はありましたが、施設の新設等によるエネルギー使用量増加により、結果は基準年に対し、温室効果ガス排出量8,637トン(5.2%)の削減に止まりました。

ここで平成24年度の市の排出状況を事業別に見ると、表1-2及び図1-1のようになります。

表 1 - 2 事業別温室効果ガス排出量 (単位:二酸化炭素トン)

<u> </u>	11/1111	<u> </u>	· — 60 10 10 10	714 1 - 7	
事業名	H17年度	H24 年度	削減率(%)		
尹未石	【基準年度】	【目標年度】	目標値	実績値	達成状況
事務(本庁)	0.4.0.40	9F F 40	▲ 24.4	▲ 34.5	0
事務 (出先)	24,648	25,540	▲ 3.2	+ 8.5	×
廃棄物	86,431	78,125	▲ 8.7	▲ 9.6	0
下 水	17,633	16,409	▲ 13.0	▲ 6.9	×
上水	14,549	13,305	▲ 8.0	▲ 8.6	0
病院	6,360	8,136	+ 34.9	+ 27.9	0
学校	17,279	16,742	▲ 8.3	▲ 3.1	×
市役所全体	166,923	158,286	▲ 7.0	▲ 5.2	×

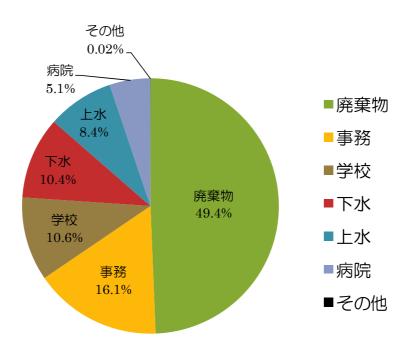


図1-1 事業別温室効果ガス排出割合

市の温室効果ガス排出量の49.4%を廃棄物事業が占めており,温室効果ガス削減のさらなる取り組みが求められます。その他の事業についても引き続き取り組みを進めていく必要があります。

また、排出状況を原因別に見ると、図1-2のようになります。

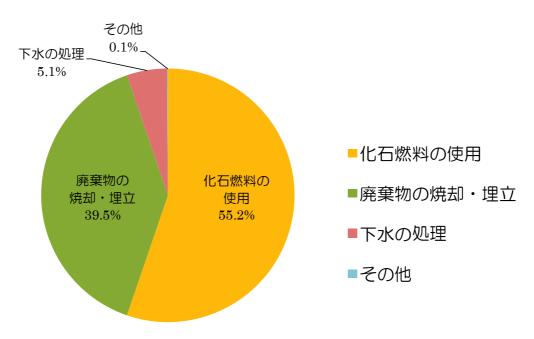


図1-2 原因別温室効果ガス排出割合

最も大きな割合を占める「エネルギー・燃料の使用」は電気の使用や都市ガス・灯油などの化石燃料の燃焼によるものであり、引き続き省エネルギーの推進が求められます。

2 計画の位置付け

本計画は、法第20条の3で地方公共団体に策定が義務付けられた『地方公共団体実行計画』であり、市のすべての事務・事業等によって排出される温室効果ガスの抑制等を率先実行するために、必要な措置について定めた計画です。

3 計画の基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとします。

- (1) 市は、温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業所の1つであること を認識し、市自らが率先して温暖化対策を推進します。
- (2)市の温暖化対策活動を広めていくことで、さらに市民・事業者の自主的・ 積極的な取り組みを促し、もって市全域から排出される温室効果ガスの削減を図ります。
- (3) 市は、地球温暖化へ著しい影響を及ぼす要因について、技術的・経済的 に検討のうえ目標設定を行い、定期的に見直しながら温暖化対策を推進します。
- (4) 市は、本計画について全職員に周知徹底を図るとともに、総合的かつ効率的な推進を図るため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムに従って進行管理を行います。
- (5) 市は「エネルギーの合理化に関する法律(以下,省エネ法)」に基づき, 対象事業における省エネルギーを推進します。
- (6) 市は、本計画の実施状況を毎年度、広く一般に公表します。

4 計画期間

本計画の期間は、平成25 (2013) 年度から平成30 (2018) 年度までの6年間 とします。

5 基準年度

本計画に掲げる削減目標の基準となる年度は、平成24(2012)年度とします。

6 計画の対象

(1)対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象範囲は、市のすべての事務・事業並びに所属・機関及び職員とします。

ただし,次の組織及び施設における事務・事業は,対象としません。

市が主に出資している法人など	市が指定管理者制度により 管理委託した施設
・(財)新潟市開発公社・(社福)新潟市社会福祉協議会・(財)新潟市芸術文化振興財団・(財)新潟市体育協会 など	・新潟市民芸術文化会館 ・市民プラザ ・水族館 ・総合福祉会館 ・産業振興センター ・青山斎場 ・西総合スポーツセンター など

本計画では表1-3の通り、対象事業を分類し、それぞれの部門ごとに削減目標等を定め、進行管理を行っていきます。

表 1-3 本計画の事務事業分類及び主な対象施設

	部	門	対象施設等
	事	務	庁舎(本庁,各区役所,出張所,連絡所等) 文化施設,スポーツ施設,福祉施設,観光施設 保健所,消防署,公民館,図書館,給食センター等
	廃	棄物	焼却施設, 最終処分場, し尿処理施設等
事	下	水	下水処理場,ポンプ場等
	上	水	浄水場,配水場,ポンプ場等
業	病	院	市民病院
	学	校	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校

(2) 対象とする温室効果ガス及び排出行為

本計画では,次の温室効果ガスを対象とします。

表 1-4 本計画で算定対象とする温室効果ガスと排出行為

対象ガス	主な排出行為
二酸化炭素(CO ₂)	・燃料(都市ガスやガソリン等)の使用
	・電気の使用
	・一般廃棄物に含まれるプラスチックごみの焼却
メタン (CH ₄)	・自動車の走行
	・下水またはし尿の処理
	・一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素(N ₂ O)	・自動車の走行
	・笑気ガス(麻酔剤)の使用
	・下水または,し尿の処理
	・一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン	・カーエアコンの使用
(HFC)	・カーニテロンの使用
六フッ化硫黄 (SF ₆)	・SF6が封入された電気機械器具の使用

注)算定対象ガスとして法第2条第3項において規定されているパーフルオロカーボン類 (PFC) は、本市の事務事業から発生する可能性が極めて低いため、算定の対象外とします。

2. 計画の目標

1 削減目標の考え方

本計画では、温室効果ガス排出量の削減に向け、各部門の事務事業について 事業内容や事業の公共性、特殊性、削減対策等を考慮し、全体の目標を定めま した。

(1)事務部門

事務部門の温室効果ガスの排出要因は、大部分が電気・ガス等のエネルギー 使用によるものです。

事務部門では、業務拡大に伴う増床等によるエネルギー使用量の増加を考慮した上で、省エネ法の努力目標を参考に、各施設において前年比1%のエネルギー使用量の削減に努めることとします。

(2) 廃棄物部門

清掃部門では、一般廃棄物焼却処理による温室効果ガスの排出が約8割を占めます。そのため、エネルギー使用量の削減のほか、ごみの減量化・資源化の取り組みを推進し、焼却量の削減にも努める必要があります。

本市では、ごみ処理に関する基本計画である「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(平成24年2月策定)に基づき、1人1日あたりの家庭系ごみ量を494g (平成22年度)から474g (平成31年度)に減らすなどの数値目標を掲げてごみの排出量削減に取り組んでいます。

そこで,「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の数値目標に基づき試算 した温室効果ガス削減分を,エネルギー使用量の削減分に加えて目標とします。

(3)下水部門

下水部門の温室効果ガス排出はエネルギー使用量によるものが約7割を占めます。

消化ガス発電の活用等によるエネルギー使用量削減に、ポンプの増設や下水道接続によるエネルギー使用量の増加を考慮し、目標を設定します。

(4)上水部門

上水部門では、安定給水確保を前提としながら、効率的な水道施設の運転に 努め、エネルギー使用量の削減を図ることとします。

(5)病院部門

病院部門では、計画期間に病棟・治療棟が新しく開設されること、それに伴い新たな医療機器を導入することにより、エネルギー使用量は増加する見込みです。

よって、病院部門においては延床面積の増加分から試算される温室効果ガス増加分を上回らないよう省エネルギーに努めることとします。

(6) 学校部門

学校部門の温室効果ガスの排出要因は、大部分が電気・ガス等のエネルギー 使用によるものです。

学校部門では、省エネ法の努力目標を参考に各学校において前年比1%のエネルギー使用量の削減に努めることとします。

2 温室効果ガスの排出削減目標

市のすべての事務・事業に伴って発生する温室効果ガス総排出量を, 平成24 (2012) 年度を基準として,平成30 (2018) 年度までに<u>5%以上削減</u>し, 170,781 t-CO₂以下とします【 基準年度180,070 t-CO₂】。

表 2-1 部門別削減目標

(単位	γ.	_	짽	11	耑	表	L	ン	١
(무 L	<i>L</i> .	_	$H \Phi$	111.	יאיו	-Y-	٦,	_	,

	H24年度	H30年度	削減目標
	【基準年度】	【目標年度】	(%)
市役所全体	180,070	170,781	▲ 5.0

	事	務	31,118	30,788	▲ 1.1
	清	掃	77,265	72,453	▲ 6.2
事	下	水	21,707	18,647	▲ 14.1
	上	水	19,062	18,158	▲ 4.7
業	病	院	9,987	11,169	+ 11.8
	学	校	20,796	19,441	▲ 6.5

3. 削減目標達成に向けた取組

本計画の基本方針及び全体目標を達成するため、具体的な取り組み項目を定めます。

なお,本計画に挙げられていない取り組みでも,温暖化対策の推進に資する ものは適宜,実践します。

1 省エネルギーの推進

電気や燃料等のエネルギー使用量の削減は、そのまま温室効果ガスの排出量抑制につながります。日常の業務における空調機器、照明機器等のエネルギー使用機器や公用車の適正利用に加え、省エネ診断に基づく既存施設の省エネや、ESCO事業によるエネルギー利用の効率化及び太陽光発電、LED照明など新エネルギー・省エネルギー設備の積極的な導入により、エネルギー・燃料の使用量削減を図ります。

また,上水道使用量の抑制は,浄水場や下水処理場等で使用されるエネルギーの削減につながり,温室効果ガスの排出量削減に効果があります。

各所属においては、下記のエネルギー消費削減行動に取り組むことで、エネルギー使用量を前年比1%以上削減するよう努めることとします。また、上水道使用量については、第4期計画期間における上水道の年間平均使用量が、平成24年度の使用量を超えないよう努めることとします。

(1) 庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

日常の業務にあたり、下記事項に取り組み、省エネルギーを推進します。

	<u> </u>
	取 組 項 目
1.	空調設備
	室温管理の目安は、冬期19度、夏期28度とします。
	(ただし,特に配慮が必要な施設や設備については除きます)
	温度計による客観的な室温管理を行います。
	夏季のノー上着・ノーネクタイや冬季の重ね着などを、業務時における
	「さわやかエコスタイル」等として推奨します。
	ブラインドやカーテンを併用し、冷暖房機器の稼動負荷を軽減します。
	エアコンのフィルター等の掃除を定期的に行います。
	空調設備の吹き出し口に物を置かないようにします。

2.	照明
	昼休みの事務室消灯や時間外勤務時の部分点灯を行います。
	執務中でも、窓際など十分な照度が得られる部分は、消灯します。
	誰もいない会議室や給湯室など,不要場所の消灯を徹底します。
	利用箇所の実態に応じて、蛍光灯の間引き点灯を行います。
	導入可能なところから, LED照明などへの切り替えを行います。
	自動照明制御装置等の導入を検討します。
3.	OA機器等
	パソコンについては、スタンバイモードなどを有効に活用します。
	テレビやビデオについては,主電源を切ります。
	使用していない機器のコンセントを外し、待機電力を減らします。
	止むを得ず電気ポット等を使用する場合は、沸騰後速やかにプラグを抜
	き、保温機能を使わないようにするなど、使用方法を工夫します。
4.	トイレの利用
	温水洗浄便座の使用後はフタを閉めます。
5.	エレベーター
	上り2フロアまたは下り3フロアまでの移動の際は、階段を利用するよ
	う努めます。
	時間外など利用者の少ない時間帯は,運転台数の削減を行います。
6.	自動販売機
	運転管理(時間短縮、消灯等)を指導します。
	省エネルギー型への転換や設置台数の適正化を図ります。
7.	業務量の適正化,労働時間の短縮
	事務事業の不断の見直し・改善により、事務量の適正化・事務処理効率
	の向上を図り、エネルギーを消費する夜間残業等を削減します。
8.	上水道の使用
	食器洗剤等を使いすぎないようにします。
	水を出しっ放しにしないようにします。
	定期的な水漏れの点検を実施します。
	節水器具(節水コマ、感知式洗浄弁、自動水栓等)等の節水機器の設置
	及び吐出量の調整等を実施します。
	適正な水圧の維持・管理を行います。

9.	施設・設備の管理
	庁舎等において,省エネルギー診断やESCO事業の活用などにより,
	エネルギー使用の合理化を検討し、実現可能性の高い手法から順次実施
	します。
	施設・設備の更新の際は、温室効果ガス排出量のより少ない燃料を使用
	し、さらに燃費性能のより高い機器への転換を図ります。
]	庁舎等の管理における効果的な省エネルギー対策の情報について、共有
	化を図ります。

(2)公用車の効率的な利用

公用車の運転にあたり, 下記事項に取り組みます。

	取組項目			
	やさしい発進(5秒で時速20km)を心がけます。			
	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をします。			
	減速時は早めにアクセルオフをします。			
	また、エンジンブレーキも有効に活用します。			
	カーエアコンの使用は控えめにします。			
	無駄なアイドリングは控えます。			
	渋滞を避け、時間にゆとりをもち、計画的なドライブを心がけます。			
	定期的にタイヤ空気圧の点検・整備を行います。			
	不要な荷物は積まないようにします。			
	燃費計等を活用しエコドライブの定着を図ります。			
」 公用車の走行ルートの合理化,運行状況の把握,相乗りなど,燃料消				
	□ 量の少ない運用を図ります。			
	公共交通機関(バス・鉄道)を優先的に利用します。			
	近距離移動時における公用自転車の利用を推進します。			
	ディーゼル車については、BDF燃料等の利用を進めます。			
	ガソリン車については、E3ガソリン等の利用を進めます。			

2 環境負荷の低減に配慮した物品等の調達及び使用

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の目的を理解し、新潟市グリーン調達推進方針に基づき、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達及び使用を徹底します。調達しようとする物品の用途及び種類にグリーン調達の基準を満たすものがない場合を除き、各年度に調達する物品等のグリーン調達達成率を原則100%とします。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(以下、環境配慮契約法)の目的を理解し、庁舎等の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入します。

(1) グリーン調達のさらなる徹底

取組項目
物品等の調達にあたっては, グリーン調達が求める環境負荷のより少な
い物品及びサービスを選択します。
グリーン調達の基準を満たさない物品等をやむを得ず調達する場
合でも、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターマーク等
の環境ラベリングを参考に、できるだけ環境負荷の少ない物品等を選択
します。
環境負荷が少ない物品等の情報について、共有化を図ります。
公用車の買換えの際は、原則低公害車とし、低燃費かつ、排気量の少な
い自動車を選択します。また,ハイブリッド車(プラグインハイブリッ
ド車も含む)や電気自動車などの導入を積極的に検討します。

(2)電力購入の省CO₂化

取組項目
電気の供給を受ける契約について、環境配慮契約法に基づき、電気事業
者の排出係数及び環境への負荷低減に関する取組状況に配慮した契約
に努めます。

3 紙資源利用の最小化と紙依存体制の改善

紙類使用量の削減については、「新潟市紙類使用量削減ガイドライン(別添参照)」に基づき、市の全ての事務・事業における紙類の使用量の削減に努めます。 別添「新潟市紙類使用量削減ガイドライン」に掲げる項目に取り組み、各所属において、第4期計画期間におけるコピー用紙の年間平均使用量が、平成24年度の使用量を超えないよう努めることとします。

4 庁舎・施設の整備における環境配慮

(1) 再生可能エネルギー等の導入及びグリーン調達の推進

庁舎・施設の整備にあたっては、新潟市グリーン調達推進方針に基づく判断 基準を満たす資材・建材・工法等を用いることとし、下記事項に取り組みます。

取 組 項 目
太陽光発電などの新エネルギーを導入に努めます。
ごみ焼却熱や下水処理発生ガスといった循環型エネルギーを活用します。
透水性舗装、浸透ます等の設置に努めます。
貯留タンク等雨水利用設備や中水利用システムを導入します。
深夜電力を有効活用します。
地中熱の利用に努めます。
高効率機器,省エネルギー設備の導入に努めます。
自然採光、自然通風の活用により、照明負荷、冷房・換気負荷の低減に
努めます。
高断熱材の材料・工法及び、断熱・日射遮蔽性の高い建具等の採用によ
り、熱負荷の低減に配慮します。
省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用に努めます。
屋上等,建物緑化に努めます。

(2)建設副産物の活用と削減

新潟市公共工事環境配慮指針における環境配慮事項を履行し、庁舎・施設の整備における廃棄物等の削減に努めます。

取 組 項 目
コンクリート塊等の建設廃材については,路盤材等の原材料の一部とし
て再利用を検討します。
再生クラッシャーについては、路盤材及び構造物の基礎材への使用を徹
底します。
建設残土の再利用を推進します。
構造体について、耐久性の確保や劣化防止に配慮します。
将来の施設内部機能の変化に対応できるようフレキシビリティの確保
に努めます。
耐久性に優れ、更新・整備・点検に配慮した建設資材、設備資材、シス
テムの採用に努めます。
建設副産物の少ない施工技術及び施工方法の調査研究を進め、その成果
を活用します。

5 庁舎・施設における廃棄物等の削減

廃棄物の減量は、廃棄物処理に伴い生じる二酸化炭素をはじめ、温室効果ガスの削減につながります。市の庁舎・施設からの廃棄物を減量するため、下記事項に取り組みます。

各所属においては、第4期計画期間における廃棄物の年間平均排出量が、平成 24年度の排出量を超えないよう努めることとします。

(1) 庁舎・施設の管理における廃棄物の削減

取組項目
事務用品の再利用を推進します。
繰り返し使える製品の利活用を推進し、使い捨て製品の購入や使用を自
粛します。
コピー機やプリンタのトナーカートリッジはリサイクルカートリッジ
を使用します。
物品の在庫管理を徹底し、重複購入や期限切れ廃棄等を防止します。
各種資源ごみ(古紙・缶・びん・ペットボトル・プラスチック)の分別・
リサイクルを適正に推進します。
廃棄文書や図書等の資源化(図書の再利用を含む)を図ります。
シュレッダーの使用は、機密文書の廃棄の場合のみに限定します。
機密書類について、機密の確保されたリサイクルを図ります。
調理設備のある庁舎や施設において、生ごみ処理機の導入など、生ごみ
の堆肥化や減容化を促進します。
調理後の廃油については、回収し、BDF燃料への再生を図ります。
落葉や選定枝などは堆肥化やチップ化を図ります。
医療系施設及びプラント等からの廃棄物量を削減するよう努めます。
設備等の更新にあたっては、廃棄物排出量のより少ない物品を選択します。

(2) 廃棄物処理法等関係法令の遵守と適正処理の推進

取 組 項 目
使用物品の廃棄にあたっては、適正処理の実施を行います。
建設廃棄物等の適正処理を、発注者として確認します。
機器や設備で特定フロンや六ふっ化硫黄などを使用する場合は、定期点
検等を適正に行い,漏洩防止に務めます。
特定フロン等及び六ふっ化硫黄等を使用した機器・設備の廃棄時は、そ
れらの適切な回収を業者に指示し、適正処理を行います。
消火設備の新設・更新時は、人命の安全及び機器等の保護に必要な場合
以外,ハロン消火設備を選択しないようにします。

6 会議・イベント等の開催における環境配慮

日常の業務に限らず、会議やイベント等を開催する際にも、エネルギーや資源の消費、廃棄物の発生等により環境に影響を及ぼします。以下の項目に取り組むことで、環境配慮を実践するとともに、イベント等に参加する市民の環境配慮意識の向上や取組の促進につなげていきます。

(1) 省エネルギーに関する取組

取 組 項 目
室内で開催する場合は、室温を夏季28℃、冬季19℃を目安に設定し、参加者に対して季節に適した服装で来場するよう事前に呼びかける等、空
調への負担軽減に努めます。
イベント等で使用するエネルギーについては、グリーン電力証書の購
入,バイオマス燃料を利用した発電機の使用など電力の低炭素化に配慮
するとともに、カーボン・オフセット制度の利用にも努めます。

(2) 交通手段に関する取組

		取	組	項	目	
	開催の広報・案内では、分	ナカュ	りや	すい	アク	セス方法を記載し,公共交通
Ш	機関による来場を呼び掛け	ナま	す。			
					シャ	トルバスの運行など効率的な
	交通手段を用意するよう	努め	ます	0		

(3) 廃棄物の減量等に関する取組

取組項目
チラシやポスター、配布資料等は、必要部数を考慮して準備します。
開催等にかかる広報・案内についてはインターネットやメールを活用
し、紙媒体の使用をできるだけ減らします。
参加者にごみの持ち帰りを呼びかけます。ごみ箱を設置する場合は、ビ
ン・缶・紙等の資源物を分別し、再資源化に努めます。
物品の配布や販売を行う場合は、マイバッグの持参を呼びかけます。
飲食物を提供する場合は、マイボトル、マイ箸の持参の呼びかけやリユ
ース食器回収システムの導入など, リユース可能な容器等の利用に努め
ます。

上記の取り組みを実施した場合には、環境に配慮したイベント等であることを 積極的に参加者にPRしましょう。

7 地球温暖化問題に対する組織・職員の意識向上

(1) 職員の意識の向上と率先実行の促進・啓発

地球温暖化問題については、全市的な取り組みが必要であり、市の組織・職員の率先した取り組みが求められています。このため、職員の意識の向上及び率先実行の促進・啓発を図ります。

	取	組項	目	
]	研修などを通じて,地球温暖化	比対策の	推進をはじめ、	環境保全に関する
	情報の共有化を図り, 職員の率	率先行動	を進めます。	

(2) 地球温暖化防止活動への職員参加の推進

地球温暖化対策活動・研修等への職員の自発的・積極的参加を促進する職場 環境を整備します。

		取組項目
	7	地球温暖化問題に関するシンポジウムや研修会に, 職員が積極的に参加
		できるような労働環境を醸成します。
	7	希望職員が地球温暖化対策に資する諸活動に参加できるよう,休暇を取
	╛	りやすい労働環境づくりに務めます。

(3) ISO14001自己適合の運用及び管理

	取	組	項	目		
	ISO14001に基づく環境マネり,エネルギー使用量抑制の	ジメ	ント	システ	ムの適切な運用・	・管理によ
	り、エネルギー使用量抑制の)徹庭	を図	ります	r.	

4. 進行管理

1 計画の進行管理

本計画の進行管理は、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムに従って行います。

2 計画の推進に関する要綱

本計画の推進に関する細目については、別に要綱を定めます。